



施設・イベント等の対応の継続について

千葉県において、習志野市は7月11日(日曜日)までまん延防止等重点措置区域と指定されております。

国においては、千葉県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月22日(日曜日)まで延長することを決定し、千葉県にあつては、本日、まん延防止等重点措置の内容等について決定する予定となっております。

これを受け、本市の方針としましては、現在の対応(4月25日決定4月26日リリース文と同様)を8月22日(日曜日)まで継続することとしましたのでお知らせします。

なお、今後の対応については、遅くとも8月20日(金曜日)までにお知らせします。

また、今後の動向に応じて、期間や内容を精査します。

以上

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話 047-453-9211(直通)